

東海村情報公開・個人情報保護審査会会議録

1	開催日時	平成30年7月11日(水) 午前10時から 午前11時まで
2	場所	東海村役場行政棟2階205会議室
3	出席者	委員 武田隆志, 岩佐淳一, 石川龍一, 永目裕子, 田中調江 事務局 箭原企画総務部長, 菊池総務課長, 鷹野課長補佐, 須藤係長, 伊藤主事
4	欠席者	なし
5	公開又は非公開の別	公開
6	非公開の理由	
7	議題	(1) 開会 (2) 委嘱状交付 (3) 企画総務部長あいさつ (4) 会長及び副会長の選出 (5) 平成29年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について (6) 平成30年3月改正の東海村個人情報保護条例の改正内容について (7) 東海村情報公開条例の改正について (8) 閉会
8	配布資料	・ 東海村情報公開・個人情報保護審査会次第 ・ 平成29年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況一覧(資料No.1) ・ 平成30年3月改正の東海村個人情報保護条例の改正内容について(資料No.2) ・ 東海村個人情報保護条例新旧対照表(資料No.3) ・ 東海村情報公開条例の改正について(資料No.4)

9 発言内容

(委員意見・質問)

(5) 平成29年度情報公開請求及び個人情報開示請求の回答状況について

委員：特に問題となった事案はあるか。

事務局：非公開となった事案は1件であったが、担当課窓口において交付しているものであり、窓口を案内した。

委員：部分開示は、請求者に係る部分のみ公開したということか。

事務局：他の者の氏名と住所を黒塗りにして公開した。

委員：いじめ問題についての個人情報開示請求がされているが、部分開示で請求者は納得したのか。

事務局：請求者以外の者の氏名などの個人情報は非開示としている。当該請求者から審査請求はされていない。

委員：いじめ問題に関する開示請求は今までなかったと記憶している。今後、取扱いに十分注意する必要がある。

(6) 平成30年3月改正の東海村個人情報保護条例の改正内容について

委員：定義規定が明確化されて読むのが大変になった。明確化されたことで私たちの個人情報保護が強化された。社会がますます情報化されたように感じる。

委員：写真をSNSでアップする際に、自分以外の人物が写りこんでしまった場合にこの条例が関係してくるのか。

事務局：村が設置した防犯カメラに、個人の方が写り込んでしまった場合に、個人情報に該当するということ。それを開示請求された場合に、個人情報を保護するため非開示とする。村の条例で扱う個人情報は、行

政の保有する個人情報のことなので、個人のケースとは別になるが、御質問の件も個人情報になると思う。  
事務局：古河市では、市が設置する防犯カメラに関する例規が整備されている。

委員：行政の保有する個人情報以外の話だが、SNSの普及により訴訟の証拠がたくさんある。昔と比べて情報が溢れている社会になっている。

委員：広報誌等で人の賑わいの写真がぼやかされている。

事務局：行政では、幼稚園等の写真を撮る際には、後ろ姿など顔が映らないように注意している。

委員：隠しカメラも個人が簡単に手に入る世の中になってきた。車載カメラの普及も進んでいる。

事務局：村内で何かあったときのためにも、公用車に車載カメラを設置すべきと御意見をいただいている。

委員：交通事故で双方の意見が食い違うことがあるが、車載カメラで確認でき、客観的な争いが減る。

#### (7) 東海村情報公開条例の改正について

委員：審査会での審議は何回くらい予定しているか。

事務局：1～2回を予定している。事前に改正案を送付させていただき、委員さんからの御意見を集約し、修正した案で審議したいと考えている。

委員：何月になるか。

事務局：10月初旬に改正案を配布させていただき、御意見の集約や修正案の作成を経て、11月には審査会を開催したい。

委員：今までの経験から1回では難しいと思う。最低でも2回は審議が必要ではないか。

委員：以前の審議の際は、当日に案が示されたため時間がかかったが、今回は事前に改正案が提示されることなのでスムーズな審議が行えると思う。

委員：文言を改正するのは難しい。改正することで他

	<p>に影響が出ることがある。矛盾しないよう慎重に行う必要がある。</p> <p>委員：「何人」が村条例でどこまで含まれるか難しい。近年、「市民」の定義も変わってきている。</p> <p>事務局：村では、東海村自治基本条例において、「村民」を定義している。</p> <p>委員：大幅な改正をするならば、情報公開事務の手引も作り直す必要があると思うが。</p> <p>事務局：合わせて手引についても作り直す予定。</p>
<p>10 結 果</p>	<p>次回の審査会は、11月5日（月）午後1時30分に開催する（審議が2回になるときは、2回目は11月19日（月）を予定。）。</p>